

川崎市障害者控除対象者認定書交付事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条第1項第7号及び同条第2項第6号並びに地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条第7号及び第7条の15の7第6号に規定する障害者及び特別障害者の認定に基づき、65歳以上の高齢者で障害者控除の申請をする者(以下「申請者」という。)に対して、川崎市が障害者控除対象者を認定するための事務処理手続き等の取扱いを定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、認定基準日において65歳以上の川崎市内に住所を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている者及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の認定を受けている者は、対象としない。ただし、障害者控除対象者認定が障害者の認定から特別障害者の認定になる場合を除く。

(交付申請)

第3条 「障害者控除対象者認定書(第2号様式)」(以下「認定書」という。)の交付を希望する対象者、家族(生計を一にしている者)、成年後見人及び本人から委任を受けた代理人は、「障害者控除対象者認定申請書兼同意書(第1号様式)」を次に掲げる書類を添えて住所地を管轄する福祉事務所長に提出するものとする。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第36条の規定により川崎市の認定審査会の審査及び判定を経ることなく要介護認定又は要支援認定を受けた対象者にあつては、前住所地の自治体が保有する主治医意見書及び介護認定調査票の写し等(以下「認定資料」という。)

(2) 要介護認定又は要支援認定を受けていない対象者及び前号で規定する前住所地の自治体が保有する認定資料を提出できない対象者にあつては、福祉事務所長が障害状況を確認できると認める医師の診断書

(3) その他福祉事務所長が必要と認める書類

(認定要件)

第4条 福祉事務所長は、対象者の状況を調査し、次に掲げる区分に応じて認定するものとする。

(1) 要介護認定又は要支援認定を受けた者で認定資料を確認できる者は別表に定める区分

(2) 前条第2号に定める医師の診断書を提出した者はその記載内容

(3) 前条第3号に定める書類を提出した者はその記載内容

(認定基準日)

第5条 認定の基準日は、所得税法(昭和40年法律第33号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)における所得控除の対象となる年の12月31日とする。

2 前項の規定にかかわらず、認定書を年末調整または扶養親族等の申告をする等の使用目的で交付申請する場合は、第3条の規定による申請があつた日とする。ただし、前年分の所得控除には使用できないものとし、また、12月31日において障害状況が変更又は消滅した場合にも使用できないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、対象者が年の中途において死亡または出国している場合は、死亡または出国した日とする。

(交付決定)

第6条 福祉事務所長は、第4条の規定により、障害者控除対象者に該当すると認める場合は、認定書を交付し、該当しないと認める場合は、「障害者控除対象者認定申請の結果について(通知)(第3号様式)」により申請者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めることのほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正等した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正等した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正等した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正等した上、引き続きこれを使用することができる。

(施行期日)

附 則

1 この要領は、令和7年5月19日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正等した上、引き続きこれを使用することができる。

別表（第4条関係）

区分	障害の程度	認定基準
障害者	知的障害者（軽度・中度）に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のⅡa～Ⅱbに該当
	身体障害者（3級～6級）に準ずる	障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準のランクAに該当
特別障害者	知的障害者（重度）に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のⅢa～Mに該当
	身体障害者（1～2級）に準ずる	障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準のランクB、Cに該当

(第 1 号様式)

障害者控除対象者認定申請書兼同意書

.....年.....月.....日

(宛先)福祉事務所長

次のとおり、所得税法施行令第 10 条及び地方税法施行令第 7 条又は第 7 条の 15 の 7 に定める障害者、特別障害者に準ずる.....年分の認定を申請します。

なお、川崎市が保有する対象者の要介護認定に係る主治医意見書又は介護認定調査票の内容を確認することに同意します。

申請者	住 所			
	フリガナ 氏 名		電話	
			対象者との関係	
対象者	住 所			
	フリガナ 氏 名		生年月日	

..... 以下は記載しないでください

【川崎市処理欄】

障害の程度	障害者	☐ 知的障害者（軽度・中度）に準ずる ☐ 身体障害者（3 級～6 級）に準ずる
	特別障害者	☐ 知的障害者（重度）に準ずる ☐ 身体障害者（1・2 級）に準ずる

☐ 認定の申請がありましたので、別紙のとおり、認定書を交付してよいでしょうか。
☐ 認定の申請がありました。要件に該当しないため、認定書を交付しないこととしてよいでしょうか。

担 当	合 議	係 長	課 長

障害者控除対象者認定書

..... 様

川崎市.....福祉事務所長

印

次のとおり、.....年分の障害者控除について、所得税法施行令第 10 条及び地方税法施行令第 7 条又は第 7 条の 15 の 7 に定める障害者・特別障害者に準ずる者として認定します。

申請者	住 所			
	氏 名			
対象者	住 所			
	氏 名		生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日

障害の程度	障害者	☐ 知的障害者（軽度・中度）に準ずる ☐ 身体障害者（3 級～6 級）に準ずる
	特別障害者	☐ 知的障害者（重度）に準ずる ☐ 身体障害者（1・2 級）に準ずる

- 注 1 この認定書は、年末調整・確定申告または扶養親族等の申告等用の認定書であり、他の目的に使用することはできません。
- 注 2 この認定書は、対象年の 1 2 月 3 1 日現在の状態に基づき認定したものです。なお、年末調整または扶養親族等の申告等のため、対象年の 1 2 月 3 1 日より前に認定された場合は、認定日現在の状態に基づき認定したものであって、認定日以降の状態を証明するものではありません。
- 注 3 申請者は対象者の障害事由の変更・消滅が生じた場合、すみやかに認定を受けた福祉事務所にその旨を報告しなければなりません。

(第3号様式)

第 年 月 日

(申請者)

様

川崎市

福祉事務所長

印

障害者控除対象者認定申請の結果について（通知）

年 月 日付け 様より申請のありました、障害者控除対象者認定申請書につきましては、審査の結果、所得税法施行令第10条及び地方税法施行令第7条又は第7条の15の7に定める障害者控除に準ずる者として該当するに至りませんでした。

対象者 氏名 様

住所 川崎市 区

(担当)
電話 ー